

## 主な重点事業の概要について

### 1（重点事業の名称）地域まちづくり組織の連携強化の促進

<b>基本施策</b>	市民が主役のまちづくり
<b>事業の目的・必要性</b>	<p>地域まちづくり組織の組織強化を図るため、地域で活動する各種団体間の連携を促進するとともに、地域まちづくりの基盤となる自治会への加入促進や活動の活性化、更にはまちづくりを担う人材の育成を通じて、組織の基盤を強化することにより、地域における総合的なまちづくり活動の展開を促進する。</p> <p>更に、各地域まちづくり組織間の情報共有、意見交換の場を設定することにより、効果的なまちづくり活動を促進し、市内全域におけるまちづくり活動を活性化し、ひいては本市における住民自治の確立を目指す。</p>
<b>事業の全体概要</b>	<p>①地域まちづくり組織の基盤強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり活動拠点施設（地区市民センター、地域自治センター、地域コミュニティセンター等）による情報提供を推進し、まちづくり組織の基盤強化を図る。</li> <li>・地域活動拠点等において、人材育成事業等を展開することにより地域活動団体の組織強化を支援していく。</li> <li>・地域まちづくりの基盤となる住民にもっとも身近な「自治会」の加入を促進するために、宇都宮市自治会連合会と連携し、集合住宅、若年者対策を展開するとともに、自治会活動情報の提供や活動提案などを推進していく。</li> </ul> <p>②地域まちづくり組織間の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに係る情報共有、意見交換の場である「地域まちづくり組織連絡会議」を協働のパートナーとして、行政と地域をつなぐ「コーディネート」機能を持った場とする。</li> </ul> <p>③地域（まち）を構成する団体間の連携促進、強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域実状に応じた行政と地域との協働事業を展開するとともに、（仮称）まちづくりセンターによる各主体の活動情報の総合発信（社会貢献活動、市民活動等）等を通じて、地域を構成する団体間の連携強化を図る。</li> </ul>

<p><b>スケジュール</b></p>	<p>平成19年度 ①地域活動拠点施設におけるまちづくり事業等（全39地域）  まちづくり講習会等による人材育成  自治会加入実態調査の実施，集合住宅対策として不動産業者，地元企業への加入促進</p> <p>②地域まちづくり組織連絡会議の設置（年4回の会議及び幹事会の開催）</p> <p>③地域活動拠点施設職員の情報共有促進（まちづくり担当者会議の開催）  市民協働事業の拡充と実施にあたっての地域とのコーディネート手法の検討及び実施  まちづくり総合拠点として（仮称）まちづくりセンターの設置を検討</p> <p>平成20年度 ①自治会加入実態調査に基づいた加入促進，活動支援  ②まちづくりセンター整備に向けた検討  地域まちづくり計画策定に向けた，実践を通じての宇都宮大学との共同研究</p>
<p><b>事業イメージ</b></p>	

## 2（重点事業の名称） 自治基本条例の制定・運用

<b>基本施策</b>	行政経営基盤を強化する
<b>事業の目的・必要性</b>	<p>地方分権が進み、自治体は、自己決定・自己責任により、まちづくりを行っていくことを求められている。また、近年、市民意識の高まりとともに、NPOなどによる市民の自発的な社会貢献活動が活発化してきており、市民がまちづくりの担い手として不可欠な存在となっている。このような中、市民と行政が協力し、宇都宮市らしいまちづくりを進めるためには、市民の責務・役割、自治運営の基本的な事項を規定する自治基本条例を制定し、その趣旨を市民に周知していくことが必要である。</p>
<b>事業の全体概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「自治基本条例を考える会議」の運営                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、議会、執行機関の委員で構成する「自治基本条例を考える会議」において、条例に関する提言を市長に行う。</li> </ul> </li> <li>②「シンポジウム」、「市民との意見交換会」の開催                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・この条例は市の自治に関わる市民全てに関係するものであることから、より広く市民と意見交換を行う。</li> </ul> </li> <li>③自治基本条例の制定及び条例の趣旨の周知                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の取組等を踏まえた条例の制定及び趣旨の周知に向けた各種施策の推進等</li> </ul> </li> </ul>

<p><b>スケジュール</b></p>	<p>平成18年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治基本条例を考える会議」の設置・運営</li> </ul> <p>平成19年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自治基本条例を考える会議」の運営，シンポジウムの開催</li> </ul> <p>平成20年度以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との意見交換会</li> <li>・「自治基本条例を考える会議」からの提言</li> <li>・条例案に対するパブリックコメントの実施</li> <li>・条例の周知</li> <li>・条例の施行</li> <li>・条例の理念を踏まえた施策・事業の展開 等</li> </ul>
<p><b>事業イメージ</b></p>	<p>&lt; 条例の構成イメージ（予想） &gt;</p> <p>※ 条例に盛り込む項目は，現在「自治基本条例を考える会議」で検討中であるが，現時点で予想されるものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治の理念・基本原則</li> <li>● 市民の役割・権利・責務</li> <li>● 市議会の役割・責務</li> <li>● 執行機関の役割・責務</li> <li>● 市政運営の仕組み（協働の仕組み，執行機関の運営の仕組み） 等</li> </ul>

### 3(重点事業の名称) DV被害者の支援強化

<b>基本施策</b>	市民の相互理解と共生のこころを育む
<b>事業の目的・必要性</b>	DV被害者を安全に保護し、自立して生活できるよう必要な支援を行うもの
<b>事業の全体概要</b>	1 配偶者暴力相談支援センターの設置 2 (仮称)DV防止基本計画の策定・推進
<b>スケジュール</b>	1 配偶者暴力相談支援センターの設置(平成20年度～) 2 (仮称)DV防止基本計画の策定・推進(平成20年度～)

